

学校いじめの防止等基本方針

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある重要な課題である。

また、有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディア等における他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為をしたり、悪質な他者への差別行為を許容したりする社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

本校においても、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、いじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めてきた。また、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、児童・生徒の豊かな感性・情操、他人を思いやる心、正義感、人権を尊重する態度を育む教育活動を展開するとともに、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめを無くす行動力の育成に努めてきたところである。

この度、平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や平成29年9月に改訂された「本市のいじめ防止など取組指針」、さらに令和4年12月の「生徒指導提要」の改訂を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組のより一層の充実を目指し、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

(2) 基本理念

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育む。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処する。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備などの必要な支援を行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 いじめ対策主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
学年主任 スクールカウンセラー 各学年1名

(2) 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・未然防止の取組の年間計画の決定

(3) 児童・保護者・地域への周知方法

- ・児童に対して、朝会などの場で、その意義や役割とともに周知するようにする。
- ・保護者・地域に対して、教育課程説明会、学校運営協議会、学校便り、ホームページなどを通して周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

- ・教室の環境整備、整頓
- ・学校図書館、学級文庫の整備・充実
- ・清掃、読書、休み時間の学校放送による落ち着いた環境づくり
- ・人権に関する掲示
- ・学校園・学級園での飼育・栽培活動

・授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点においた学習内容や学習形態の工夫
- ・運動特性を明確にすることによる、互いに高め合う体育学習の実施
- ・自己を生かすこと、仲間と協力することの意味や価値を実感できる授業

・道德教育、人権教育の充実

- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取上げた人権学習、道德の授業実践
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーなどを活用した人権学習、道德の授業の実施
- ・日々の指導における児童の人権意識の高揚
- ・「ともだちの日」における発達段階的・計画的な人権学習の充実
- ・低・中学年における非行防止教室の実施

・児童生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通して、自他の生命を尊重したり、地域の方と交流したりする活動の推進
- ・「ともだちの日」の取組の充実

- ・児童会を中心としたあいさつ運動の実施
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示等

・児童同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・みんな遊びでの学級内の交流
- ・縦割り活動によるピアサポート体制の確立
- ・朝会などでの児童への呼びかけ
- ・「学校だより」の有効活用
- ・学級通信等での「コラム」の有効活用
- ・いつでも相談できる場としての保健室・職員室
- ・学年集会や学年行事を通しての児童相互の交流

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

・日常の児童生徒に関する情報共有

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- ・休み時間や放課後に子どもと向き合う時間の確保

・児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを積極的に活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・日記指導などによる、児童の遊びや、友達関係の把握
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動（全児童への2回の教育相談）6月・11月に実施予定
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による「いじめ」の発見の強化
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

・上記調査の結果の検証及び組織的な対処

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケート、クラスマネジメントシートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・学年主任、生徒指導主任への連絡
- ・第一回いじめ対策委員会での配慮を要する児童の把握
- ・月1回のいじめ対策委員会による「いじめ」事案への対応

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導
- ・必要に応じた児童相談所・警察などとの連携

・ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。
〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてＳＣ、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解決」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の２つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも３か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

・インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動（各学年 年2回程度）
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修
- ・懇談会、家庭教育講座、地生連等を活用しての保護者や地域への啓発
- ・情報モラルインストラクターとの協働による「情報モラル教室」や「ケータイ教室」の開催
- ・パソコン、スマートフォン、タブレットなどを管理する保護者と連携した取組

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有し、学校全体で継続的な指導・支援を行う。
- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
 - ② いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ※いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、解消判断はいじめ対策委員会で行う。

(4) 教職員の資質向上の取組

・内 容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・毎月の生徒指導委員会、いじめ対策委員会での、いじめにかかわる事案の報告と検討
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

・実施時期

- ・毎月の生徒指導委員会、いじめ対策委員会での情報共有
- ・年度当初、夏季休業中、年度終了時における全体研修
- ・研修会への参加など

4 保護者・地域、関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・人権学習、道徳の学習などの参観授業による保護者への啓発活動
- ・「学校便り」、「学年便り」等の有効活用
- ・学校ホームページの有効活用
- ・家庭教育講座の有効活用
- ・参観授業としての「非行防止教室」、「情報モラル教室」、「ケータイ教室」の実施
- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し
- ・学校運営協議会 学校評価委員会での学校評価アンケート結果の検討

5 重大事態への対処

・基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法・京都市いじめの防止等に関する条例を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

・重大事態が発生した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

※ いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施します。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合があります。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導・いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解			教育課程説明会（20・21日）で周知
5	生徒指導・いじめ対策委員会② 学級経営方針の交流会 生徒指導研修会①	朝会（2日）で児童に周知 ともだちの日（10日） たてわり活動顔合せ	第1回いじめに関するアンケートの実施 （5月22日～26日）	個人懇談会① （8日～12日）
6	生徒指導・いじめ対策委員会③	ともだちの日（12日） 3年ケータイ教室	教育相談週間 （5月29～6月2日） 第1回いじめに関するアンケート結果の共有	休日参観（3日） 学校運営協議会（3日）で共有 道徳推進月間
7	生徒指導・いじめ対策委員会④ 年間の取組の見直し① 生徒指導研修会②	ともだちの日（11日） 5年山の家野外活動 （7日・8日・9日）	第1回クラスマネジメントシートの実施 第1回クラスマネジメントシート の集約と共有	前期振り返り（学校評価）アンケート 個人懇談会② （14日～20日）

8	生徒指導・いじめ対策委員会⑤ クラスマネージメントの活用研修 学校いじめ防止プログラムの見直し いじめアンケートの調査結果の情報共有			
9	生徒指導・いじめ対策委員会⑥	ともだちの日（11日） 非行防止教室（2・4年） 6年修学旅行 （淡路島方面28日・29日）		家庭地域教育学級 学校関係者評価 自由参観日 （14日・15日）
10	生徒指導・いじめ対策委員会⑦	ともだちの日（10日） 運動会（21日） スマホ・SNSの使い方		
11	生徒指導・いじめ対策委員会⑧	ともだちの日（10日）	第2回いじめに関するアンケートの実施 （6日～10日） 教育相談週間 （13日～17日） 第2回いじめに関するアンケート結果の共有	学習発表会 道徳推進月間
12	生徒指導・いじめ対策委員会⑨ 年間の取組の見直し②	ともだちの日（11日）	第2回クラスマネージメントシートの実施 第2回クラスマネージメントシートの集約と共有	後期振り返り（学校評価）アンケート 個人懇談会③（15日～20日）
1	生徒指導・いじめ対策委員会⑩	ともだちの日（9日）		人権参観・懇談会 （23日・24日）
2	生徒指導・いじめ対策委員会⑪ 生徒指導研修会③	ともだちの日（13日）		参観・学級懇談会 （20日・21日） 学校関係者評価
3	生徒指導・いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し③ いじめ対策委員会年間反省 学校いじめ防止プログラムの見直し	ともだちの日（11日）		
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・ 「年間の取組の見直し」（PDCAサイクルの期間） ・ 「いじめに関するアンケート」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ・ 「校内研修」 ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組） ・ 「個別面談」「教育相談」				